

政務活動費の収支報告書等の閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、政務活動費の収支報告書等に係る文書(以下「文書」という。)の閲覧について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧範囲及び対象文書)

第2条 何人も文書を閲覧できるものとする。

2 閲覧できる文書は、議長が提出を受けた次の文書の写しとする。

- (1) 収支報告書
- (2) 領収書等添付一覧表
- (3) 政務活動費請求書(精算書)
- (4) 領収書及び領収書に準ずる書類(領収書等整理票)
- (5) 現金出納簿

(非公開情報の取扱い)

第3条 文書が新潟県柏崎市情報公開条例(平成10年条例第5号)第6条の規定に基づく非公開情報に当たる場合は、閲覧することができない。ただし、閲覧の対象とする文書に非公開情報に該当する部分と、それ以外の部分が記録されている場合において、これらの部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて一部を閲覧することができる。

(閲覧方法)

第4条 文書の閲覧場所は議会事務局とし、閲覧期間、閲覧日時及び申請方法については次のとおりとする。

- (1) 閲覧期間 前年度の文書について、6月1日から文書の保存期間が終了する日(収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日)までとする。
- (2) 閲覧日時 月曜日から金曜日まで(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 申請方法 閲覧請求書により議会事務局に申請することとする。

2 閲覧できる文書は、市議会ホームページに公開するものとする。

公開期間 前年度の文書について、6月1日から文書の保存期間が終了する日(収支報告書の提出期限の翌日から起算し

て5年を経過する日)までとする。

(費用負担)

第5条 文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、文書の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の文書から適用する。